

## 第2章

豊かで生き活き、  
安心・安全なまちを目指して

## 第1節 保健・医療の充実

三好市では過疎化が進む一方で、急速に高齢化比率（65歳以上の住民の占める割合）は上昇しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、2030年に高齢化比率が40%を超えると推測されています。

三好市民が健康に過ごし、怪我をしたり病気にかかったとしても、安心して医療を受け、生まれ育った地域で元気に生活できるための行政サービスは、本人や家族にとっての幸せだけでなく、医療費の抑制といった市の財政的な面や地域の活性化という点からも求められています。

## 1 地域医療体制の充実

## 現状と課題

三好市では、開業医の引退に伴う廃院や後継者不足による医師不足また三好市医師会の高齢化、公立病院の医師不足、診療日数の減少、過疎化・高齢化の進むへき地の医療資源の不足、公共交通機関の利用が不便である等、医療を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

少子高齢化が進む中で、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の占める割合も高くなっており、特に山間部においては、早期の受診が困難な状況があります。医療機関が近くにないために受診が遅れ病状が悪化・重症化していることも少なくなく、医療費が高騰する原因にもなっています。

救急医療については、現在、三好市医師会による在宅当番医制を初期救急医療、市立三野病院を2次救急医療、そして救命救急センター（県立三好病院）を3次救急医療とした救急医療体制が確保されています。急患の搬送については、山間・へき地ではタクシー会社と契約して救急車と中継を行うなど、県立病院までの搬送にかかる時間が1時間を越える場所が多くあります。このような背景の中、平成26年からは三好病院高層棟が改築し、ヘリポートが設置されます。市内各地域にあるヘリポートからの搬送が可能となります。

一刻を争う救急時に対応して、広い地域からの搬送体制の整備や救急救命センター・小児救急医療体制の充実・強化などの課題が残されています。

診療科目については、現状診療科目の確保が第一ではありますが、産科、小児科、眼科の診療科目が特に少なく、拡充が必要と考えられます。しかしながら、全国的な医師不足が言われている中で、新規開業も見込めないのが現状です。

予防と早期発見・早期治療のためには三好市として主体性を持った包括的医療体制の充実が切望されています。また、在宅療養者に対する在宅療養支援体制の整備、救急医療あるいは病診連携といった医療体制を構築するため啓発啓蒙を図っていく必要があります。

### 基本方針

すべての市民が安心して医療を受けられる体制を整えるために、地域の最後の砦となる県立病院の機能の充実強化を市民の意見をききながら県・医師会等関係機関に働きかけます。

在宅医療支援体制整備を図ります。

市立三野病院や診療所等を充実強化させます。

### 具体的施策

国・県および医師会等関係機関との連携強化を図り、全国的に不足している過疎・へき地勤務医師の確保に向けた取り組みを展開するとともに、以下の施策を展開します。

県及び関係機関との連携による地域中核病院としての県立三好病院の充実強化

市立三野病院の診療科目・救急医療体制・リハビリテーションの充実

西祖谷診療所・大歩危診療所・東祖谷歯科診療所の充実強化

## 2 健康増進対策の推進

### 現状と課題

徳島県は、生活習慣病である糖尿病での死亡率が全国で一番高く、三好市においても、その傾向は変わりません。糖尿病の他にも、心疾患や脳血管疾患、がんによる死亡も主要死因を占めており、これらは、生活習慣を改善することで予防することができるとされています。若い世代からの健康教育や健康相談、訪問指導をといった保健活動を行っていくことで、生活習慣病にならないよう啓発していかなければなりません。そして、生活習慣病を予防し、将来、介護を必要としない身体づくりをすることで、健康寿命を延ばすことにもつながります。

また、平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、平成27年には、「糖尿病等患者・予備軍の25%減少」を実現することを目標にして、医療保険者に40歳～74歳の健診と保健指導が義務づけられ取り組んでいます。糖尿病などの生活習慣病にかかる医療費の伸びを抑制することを目的とした制度でもあり、まずは、特定健診を受けていただくことが必要ですが、三好市では、特定健診の受診率が35%前後（目標値65%）で推移している状態です。

少子化が進むなかで、妊娠・出産・育児についての問題も多様化しています。社会環境などの変化に対応した、安心して産み育てるための総合的な支援を進めていくことが必要です。保健センターや各総合支所の住民に身近なところでの保健活動を充実させ、健診受診率の向上や、住民自らが健康増進に取り組めるように支援する体制を確立し、推進していかなければなりません。若い世代から高齢者世代まで、ライフステージに応じた健康づくりを推進していきます。

### 基本方針

年代やライフスタイルに応じた健康づくりの促進や啓発に努めるとともに、地域にあった健康づくりを充実させていきます。

健診受診率の向上、健康増進に向け、市立病院・診療所と連携した地域保健活動を展開します。

具体的施策

**健診受診機会の確保・保健事業の充実**

がん検診に対する啓発及び受診率向上を図るとともに、がんの早期発見、早期治療につなげるための要精密者受診率の向上に努め、がんによる死亡者の減少を図ります。

**健康づくり支援体制の確立**

感染症予防に対する啓発を行い、その重症化予防として、予防接種の接種率の向上に努めます。

**母子保健対策の充実**

母子保健対策において、妊娠・出産・育児など安心して産み育てるための体制として開設している「助産師相談窓口（よりそいさん事業）」により、妊産婦によりそった相談支援に努めます。乳幼児の健やかな成長と発達を促すため、健診、相談事業等の充実と体制の確立を図ります。

**食育活動の推進**

育児中の親子など、対象に応じた食育の推進を図ります。

**心の健康づくり対策の推進**

心の健康づくり対策として、関係機関と連携し、地域における自殺予防を推進します。

主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
在宅医療支援体制整備	へき地医療計画等の推進。			実施		
地域中核病院の充実強化の推進	徳島県地域医療計画の推進。			実施		



## 第2節 福祉の充実

### 1 地域福祉の推進

#### 現状と課題

三好市は、急激な少子高齢化や人口減少などが著しく、限界集落が年々増加しています。また、大規模災害をはじめとした緊急時の対策などの新たな課題も生じており、多様化・複合化している住民ニーズや生活課題に対応することが必要となっています。

そのため、地域住民が地域社会の構成員として、行政と協働しながら、ともに支え合い助け合う社会を実現するための仕組みを創造することをめざして、平成20年3月に「三好市地域福祉計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を体系的に実施するとともに、重点プロジェクトに優先的に取り組んできました。

平成24年度には、まちづくり基本条例の理念、原則を反映させ、第1期計画をさらに展開させた「第2期地域福祉計画（平成25年度～29年度）」を策定し、引き続き取り組むこととしています。

さらに、市の地域福祉計画と協調して、平成24年3月に策定された、社会福祉協議会を中心に具体的な地域福祉活動の取り組み方針を示した「三好市地域福祉活動計画」とも、互いに補完、補強し合いながら推進することとしています。

#### 基本方針

すべての市民が、人権を尊重しあうこと、お互いを尊重し、配慮することを通じ、互いに信頼関係で結ばれた地域、関係づくりを進めます。

三好市に暮らす人々が、住みなれた地域で安心して生活を送ることが出来るよう、また、地域社会の一員として地域の課題に取り組んでいけるよう、福祉活動やまちづくり、生きがいなど地域にあるさまざまな分野への活動に参加する機会が保障されることを基本としつつ、地域福祉の推進を図ります。

身近な地域でさまざまな課題や困難な状況に陥っている人たちに対して、住民同士のつながりを保ち生かしながら、支えあい、助け合っていける、人にやさしい社会作りを地域ぐるみで進めます。

#### 具体的施策

##### 地域福祉の推進に向けた基盤づくり

- 地域福祉活動を担う人材の育成
- 地域福祉活動組織の育成と充実
- 地域福祉活動の活発化に向けた支援体制づくり
- 社会福祉協議会との連携強化
- 住民と行政の協働関係づくり
- 重点実施事項の推進

### 安心して暮らせる地域基盤づくり

- 相談から解決につなげる体制の充実
- 多様な福祉ニーズへの支援体制構築
- 需要に応じた公的福祉サービスの提供
- 安全対策の推進
- 福祉のまちづくり
- 地域社会の再生と活性化
- 重点実施事項の推進

#### 主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
福祉の推進	地域福祉計画に基づき実施。	—————▶				

## 2 高齢者福祉の充実

#### 現状と課題

平成 24 年 3 月末では、三好市の 65 歳以上の高齢者人口は 11,342 人、高齢化率（全人口に占める 65 歳以上の人口割合（住民基本台帳））は 37.26%となっています。また、65 歳以上の高齢者の要支援・要介護認定者（日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された方）は 2,664 人となっています。

今後、何らかの支援・介護が必要な高齢者が増加すると予測される中、三好市が抱える過疎化・限界集落における高齢者の見守りの推進役を担える若手人材が、不足がしています。

また関係機関への援助を求めることに抵抗を感じる高齢者を早期発見し、地域での見守りや必要なサービスにつなげていくことが、重要な課題となっています。

#### 人口推計

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	29,534人	28,845人	28,150人	27,450人	26,754人
65歳以上高齢者	11,324人	11,330人	11,267人	11,219人	11,153人
高齢化率	38.34%	39.27%	40.02%	40.87%	41.68%

#### 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指すため、関係機関との連携を密にし、高齢者の生活を支援する施策や、介護保険事業の円滑な実施を推進します。また、地域ぐるみで高齢者を支えるための仕組みづくりや取り組みに努めます。



## 具体的施策

### 高齢者施策の推進

三好市は、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、できるだけ要介護状態にならないための「介護予防」、住み慣れた地域で自立した生活を確保するための「生活支援」に重点をおき、介護保険制度で対象とならない在宅の高齢者に対し、保健・医療・福祉におけるサービスを総合的に提供しつつ、ユニバーサルデザインを取り入れた高齢者に優しく住みやすいまちづくりを推進します。

また、限界集落における、高齢者の見守りネットワーク体制の構築と強化を推進します。

### 介護保険事業の推進

介護保険事業は、効果的効率的な運営のため、みよし広域連合が主体となって実施しています。三好市は、みよし広域連合の構成市町として、東みよし町と連携を図りながら、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険事業の円滑な実施を推進します。

### 高齢者の雇用・就業対策の推進

高齢者の雇用・生きがいや社会参加の一環として、就労を希望する高年齢者に対し、今まで培ってきた知識や技術・経験等に応じた就労の機会を提供すべく、シルバー人材センターについて広く周知するなど、高齢者の雇用や就業対策の推進をしていきます。

## 主要事業

事業名	事業概要	H25	H26	H27	H28	H29
高齢者福祉施策の展開	高齢者福祉計画に基づき実施。			実施		
介護保険事業の推進	介護保険事業計画に基づき実施。			実施		

## 3 障害者（児）福祉の充実

### 現状と課題

社会保障制度が大きな転換期を迎え、障害者施策も大きく変化しています。ノーマライゼーションと自己決定の実現を目指して、平成15年度に支援費制度が施行され、行政による「措置」から、利用者が選択し事業者と対等に「契約」する制度へと、仕組みが大きく変わりました。

平成18年4月から障害保健福祉制度の基盤と持続可能性の強化を図るため「障害者自立支援法」が施行され、同じ制度の下に身体障害者、知的障害者、精神障害者が一元化され、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の強化、支給決定への客観的基準の導入、国の費用負担の義務的経費化などを行うことにより、障害者の地域における自立した生活の支援を図りました。さらに、平成22年12月には、利用者負担を応能負担に見直し、発達障害者を対象に含むことなどが盛り込まれた内容に改正されました。

また、障害の有無にかかわらず全ての国民が共生する社会を実現するため、個々の障害者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めること等を盛り込んだ障害者基本法の一部を改正する法律が平成 23 年 7 月に成立し、一部を除き同年 8 月 5 日から施行されました。

この改正等を踏まえ、「障害者自立支援法」に規定していた法律の目的を変更し、改正障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設け、法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域支援体系の整備等を内容とする制度の構築を目指した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成 24 年 6 月に成立（平成 25 年 4 月施行）し、障害者施策は大きな転換期になってきました。

こうした法及び制度改正の趣旨や近年の障害者の状況およびニーズの変化に対応し、障害のある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図っていく必要があります。

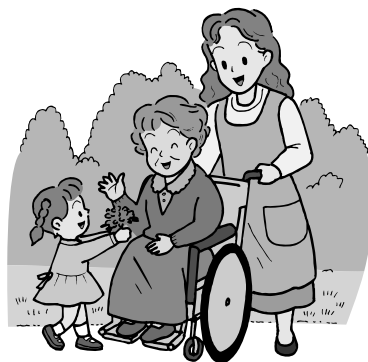
### 身体障害者手帳所持者数の推移（主障害種類別）

身体障害者手帳の交付者を障害状況別にみると、肢体不自由が約半数を占めています。また、ここ 3 年間では、各障害の数に大きな変化はみられません。

単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
視覚障害	241	245	229	222
聴覚平衡機能障害	420	403	393	381
音声言語そしゃく機能障害	35	31	27	26
肢体不自由	1,290	1,292	1,289	1,281
内部障害	613	608	598	577
合計	2,599	2,579	2,536	2,487

【資料】長寿障害福祉課（各年 3 月末現在）



**療育手帳所持者の推移（手帳種別（障害程度別））**

療育手帳の交付者を手帳種別にみると、重度・最重度の人が、中度・軽度の人に比べて多く、合計では、平成19年以降も増加しています。

単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
最重度（A1）	83	86	86	85
重度（A2）	150	146	144	143
中度（B1）	93	93	100	105
軽度（B2）	37	40	47	58
合計	363	365	377	391

【資料】長寿障害福祉課（各年3月末現在）

**精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）**

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成19年の139人から、平成22年では154人と、15人増加しています。

単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1級	51	43	39	40
2級	71	82	80	82
3級	17	22	25	32
合計	139	147	144	154

【資料】長寿障害福祉課（各年3月末現在）

**基本方針**

「地域における障害者の自立と社会参加」を基本目標とし、障害者や子ども、青少年、高齢者すべての人が人間として尊重され、ともに生活のできる地域づくりを進めます。

楽しく、生き甲斐を実感することができ、お互いが協調・協働できる地域社会の建設を通して、地域における障害者の自立と社会参加を促していきます。

「自立と社会参加」をキーワードに、すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

障害のある人が、住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮しながら、自立した生活を送れる「地域における障害者の自立と社会参加」を基本理念に掲げ、さまざまな障害者施策の充実に取り組んでいきます。



## ともに生きる社会づくり

障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でいきいきと、その人らしい生活を送ることができる社会を構築します。

### 地域リハビリテーションの実現

障害者の自立自助を援助し、医学的、心理学的及び社会的な総合対応として、全ライフステージにおいて、きめ細やかにサービスが提供される社会を目指します。

### 障害者の権利擁護

個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される地域社会を目指します。

### 自立と社会参加

障害者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野において、自らの意思に基づいて活動ができる地域社会を目指します。

### 地域密着型相談支援体制の確立

障害者に必要な情報の提供、相談、苦情解決等に関するサービスの充実を図り、さらに、こうした対応をより身近な場所で行えるような地域密着型相談支援体制の確立を目指します。

## 具体的施策

### 啓発・広報

市民一人ひとりへ「ノーマライゼーションの理念」の普及を図るため、広報等により障害に関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。また、新たな障害として支援の充実が求められている発達障害について、必要な知識の普及に努め、理解の促進を図ります。

学校、職場、地域など、あらゆる場面でともに生活していくことを支えるために、行政サービスの他に市民や市内事業者等によるボランティア活動の充実を図ります。

### 生活支援

利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの充実に努め、障害者の生活を支える体制の確立を図ります。

障害者に対する相談体制を強化することによって、障害者や介護者が最も必要としているサービスを選択でき、介護者の負担も軽減し、自立した生活を送れるよう支援します。

地域生活に移行する人や地域生活の継続をめざす人、初めてのサービスを利用する人に対して、相談支援専門員によるケアマネジメントにより、特に優先的にサービス利用計画を作成し、定期的に利用者やサービス提供事業者から利用状況を聞き取りながら、適時サービスの見直しを行うなど、きめ細やかな対応に努めます。

本人の意思に基づき、できる限り地域で自立した生活ができるよう助け合いながら生活できるグループホームやバリアフリーの公営住宅など、障害者の生活に対応した居住の場の確保・充実に努めます。

### 生活環境

障害のある人もない人も、すべての人が利用しやすい生活環境の整備を促進し「ユニバーサルデザイン」の考えの普及啓発に努め、誰もが快適に生活できるまちづくりを推進します。

災害発生時を想定し、障害者等の災害時要援護者に対して有効な対策を検討します。また、障害者に対する日常的な防犯体制を、関係機関と連携し整備します。

防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。

### 教育・育成

障害のある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育や相談体制の充実を図ります。

乳幼児期から学齢期への円滑な移行や学校教育環境の充実等、年齢に応じた教育体制を関係機関や地域と連携して確立します。

各小中学校の特別支援学級や支援員について関係課と連絡調整を行い、特別支援教育の指導体制を整備し、適切な指導を行えるよう努めます。また、学校における障害児へのサポートのあり方を検討し、障害児本人にとって望ましい学校の受け入れ体制の充実を図ります。

平成24年度から、障害児支援が児童福祉法に一元化されました。三好市が実施主体となる「障害児通所支援」には、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援サービスがあり、身近な地域で支援が受けられることで、障害児支援の充実を図ります。

### 雇用・就業

公共職業安定所および関係機関と連携を図りながら、障害のある人の自主的な求職活動や本人の意向、適正にあった支援を行います。

公共職業安定所と連携して、障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を図ります。

障害特性に応じた職業訓練により、就労機会の拡大を図ります。職場での障害特性への理解を進めるとともに、障害者の働く意欲の向上を支援し、障害者の職場への定着に努めます。

一般就労が困難な障害者については障害特性に応じた福祉的就労の場を確保します。

就労継続支援事業所など多様な就労の場の確保に努めるとともに、障害者の収入の向上に向けて取り組みます。

### 保健・医療

障害の予防と早期発見、重度化や二次障害の発生を防止するため、関係機関と連携し、各種保健事業を推進します。

障害者が医療機関を退院した後も、居宅において引き続きリハビリテーションに取り組めるよう、日中活動の場における機能訓練および生活訓練を促進します。

精神疾患を早期に発見し対応できるよう、専門医療機関との連携を図ります。また、患者・家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援します。

### 情報・コミュニケーション

市広報誌やホームページ等により障害者（児）への情報提供を推進します。

ICTの活用により、障害者（児）のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援するなど、障害の特性に応じたコミュニケーションの推進を図ります。

円滑にコミュニケーションが取れるよう、障害者の種別や程度に合ったコミュニケーション手段の充実に努めます。

### スポーツ・文化・地域活動

障害者（児）の文化・スポーツ、レクリエーション活動を推進し、地域における自立及び社会参加を促進します。

地域で開催されるイベント等への積極的な関与の推進支援を行います。

#### 主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
障害者（児）福祉の推進	障害者基本計画・障害福祉計画に基づき実施。			実施		
地域密着型相談支援体制の確立	相談・啓発活動の実施。			実施		

ノーマライゼーション：障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

コミュニケーション：意思や情報の伝達、他者に対して情報を発信することで働きかけるだけでなく、他者から受け取った情報により相手の心の状態を理解したり共感したりすること。

## 4 児童福祉の充実

#### 現状と課題

三好市では少子化対策が重要な課題となっており、そのひとつとして、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。多様化する保育ニーズに対応しながら、質の高い保育の実現と児童の健全育成、また、育児相談や児童虐待防止などの相談のための窓口の充実を図ることが必要です。

市内には公立 9、私立認可 2、計 11 ヶ所の保育所があり、入所希望者は全員入所できています。今後さらに保護者の希望に沿った保育ができるよう、制度の充実を図る必要があります。

また、児童クラブは市内に 15 ヶ所あり、放課後児童の保育を行っています。

さらに、離婚等によるひとり親家庭の増加、児童虐待、DVなどの問題が社会問題として注目されるなか、三好市においても子育て不安、児童虐待など、相談件数の増加、内容の複雑化・深刻化は顕著であり、関係機関の連携、相談窓口の充実が求められています。

三好市では、旧 6 町村が策定した「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を引き継ぎ、平成 21 年度に新たに「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。この計画を基に総合的な子育て支援施策を推進していくことが重要な課題となっています。

#### 基本方針

児童福祉を充実させるため、次世代育成支援行動計画（後期計画）をもとに、次のような 8 つの基本方針を定めます。

##### 地域における子育ての支援

##### 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

**子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備****子育てを支援する生活環境の整備****職業生活と家庭生活の両立の支援****子ども等の安全の確保****要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進****経済的支援****具体的施策****地域における子育ての支援**

保育所での時間延長、乳児保育の拡大など、就労家庭の子育て支援を充実させます。

一時保育や子育て支援センターの実施により、家庭保育児童および保護者の子育て支援を充実させます。

**母子の健康確保および増進**

予防接種、母子健康手帳による健康管理、育児相談の実施、乳幼児医療費助成など、乳幼児の健康管理を継続して行います。また、離乳食実習や親子食育教室の開催により食育の推進を図ります。

**子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)を教育委員会と連携し、児童の健全な育成を図ります。

**子育てを支援する生活環境の整備**

子育てサークルへの支援と、遊びや交流の場の提供を行います。

**職業生活と家庭生活との両立支援**

保育所・児童クラブの充実や、企業に対して子育て支援への理解を得られるよう啓発を行います。

**子ども等の安全の確保**

教育委員会や関係機関と協力し、日常の児童の安全確保に努めます。

**要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進**

児童家庭相談員による相談窓口を常時開設し、虐待通報の受付や対応、児童相談所への相談等、迅速に対応します。また、三好市要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有と児童虐待等への対応を行います。

**経済的支援**

保育料の軽減、乳幼児等医療費の助成、母子世帯小口資金貸付等、子育てに係る経済的支援を行います。



主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
地域における子育て支援	<p>はぐくみクラブ事業 在宅の乳幼児とその保護者に対し参加型イベントを開催し、子育て支援・交流・情報提供を行う。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業 子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう登録会員の相互援助する事業を運営。</p> <p>放課後児童健全育成事業 保護者の就労支援や児童の健全な育成に資することを目的とし小学生低学年児童を中心に放課後児童クラブで児童を預かる。</p>			実施		
母性、乳児及び幼児等の健康確保および増進	<p>予防接種事業 伝染性疾病の発生予防・蔓延の防止を図る。</p> <p>乳児相談訪問事業 新生児のいる家庭を訪問し必要に応じて養育支援家庭訪問事業を実施する。</p> <p>各種健康診査 乳児・幼児・妊婦等の健康診査を実施する。</p>			実施		
子どもの心身の成長に資する教育環境の整備	<p>そよかぜ学級 いじめや校内暴力等の問題行動、不登校や学校不適應などの生徒指導上の問題及び生徒のさまざまな悩みに対応できる教育相談体制の充実を図る。</p>			実施		
子育てを支援する生活環境の整備	<p>交通安全教室 交通安全協会、交通安全母の会等と連携し、交通安全教室を開催する（幼稚園、保育所、小学校等）。</p>			実施		
職業生活と家庭生活の両立の推進	<p>放課後児童健全育成事業【再掲】 保護者の就労支援や児童の健全な育成に資することを目的とし小学生低学年児童を中心に放課後児童クラブ</p>			実施		





## 市内保育所一覧

保育所名	住所	保育時間（ ）は延長	定員
三野保育所	三野町芝生1293番地8	7：30～18：30	120人
王地保育所	三野町加茂野宮1378番地	7：30～18：30	70人
西井川保育所	井川町西井川383番地	7：30～18：30（19：00）	90人
池田第一保育所	池田町マチ2155番地1	7：30～18：30（19：00）	90人
池田第二保育所	池田町中西サコダ151番地	7：30～18：00	45人
政友保育所	山城町政友42番地	7：30～18：00	85人
上名保育所	山城町上名454番地2	7：30～17：45	30人
東祖谷保育所	東祖谷下瀬202番地3	7：30～18：30	20人
櫟生保育所	西祖谷山村一宇262番地1	7：45～18：00	20人

（土曜は午前中のみ）

## 私立認可保育園

保育所名	住所	保育時間（ ）は延長	定員
かめのご保育園	池田町シマ99番地7	7：30～18：30（19：00）	70人
大泉保育園	池田町ヤマダ668番地	7：30～18：30（19：00）	70人

## 市内児童クラブ一覧

クラブ名	住所
芝生放課後児童クラブ	三野町芝生1170番地
王地放課後児童クラブ	三野町加茂野宮1350番地2
池田放課後児童クラブ	池田町ウエノ2890番地
上野ヶ丘放課後児童クラブ	池田町ウエノ2890番地
箬蔵放課後児童クラブ	池田町州津井関1229番地
白地放課後児童クラブ	池田町白地本名153番地1
三縄放課後児童クラブ	池田町中西フルトノ984番地2
西井川放課後児童クラブ	井川町西井川712番地1
放課後児童クラブ	井川町 53番地1
井内放課後児童クラブ	井川町吉兼2514番地
山城放課後児童クラブ	山城町大川持463番地2
政友放課後児童クラブ	山城町政友43番地1
大野放課後児童クラブ	山城町大野511番地
下名放課後児童クラブ	山城町下名1001番地1
東祖谷放課後児童クラブ	東祖谷下瀬12番地1

## 第3節 防災・安全体制の強化

### 1 防災対策の充実

#### 現状と課題

三好市では、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、又は被害を最小限に止めることを目的として、災害対策基本法などに基づき平成20年3月「三好市地域防災計画」を策定し、災害予防の推進、災害応急対策の推進、災害復旧・復興の支援及び防災に関する教育・訓練、学校施設等の防災機能強化などに取り組んでいます。

巨大地震の発生が懸念されるなか、地震対策は、水害や土砂災害と並び、市民の安全を確保する上で不可欠である対策の一つです。被害を防止、あるいは最小限に抑えることが、市の安全な社会基盤を形成する上で最も重要な課題となっています。しかしながら、巨大地震への対策としては、構造物の耐震性向上等のハード対策、情報防災等のソフト対策についても、十分とは言えない状況にあります。

常備消防体制は、三好市と東みよし町を管轄区域として、みよし広域連合が運営しています。区域内には、1消防本部・3消防署・1分署が配置され、消防救急業務にあたっています。この区域は、広大な面積を有するため、全域においてその機能を十分に発揮し対応できる体制の整備を図ることが求められ、消防団等との連携を強化していく必要があります。

非常備消防体制は、地形などそれぞれ多様な条件を持つ旧町村ごとに6つの消防団を置き、各消防団を統括する連合消防団長を設置しています。近年、人口減や高齢化により、団員の確保・育成が難しくなっており、さらに、居住地と勤務地が異なる会社員などの団員が多く、災害の発生時に速やかに対応できる初動体制の整備を図るとともに、各消防団の管轄区域の見直しや分団等の統合を含めた検討が必要です。

#### 消防団員数

	条例定数（人）	実員数（人）	平均年齢（歳）
三野町消防団	200	174	37.1
井川町消防団	245	218	43.8
池田町消防団	400	376	44.0
山城町消防団	228	217	43.0
西祖谷消防団	165	146	48.5
東祖谷消防団	170	156	46.3
合計	1,408	1,287	43.7

（平成24年4月1日現在）

消防施設は、消防自動車・消火栓・防火水槽等を計画的に整備してきましたが、旧町村間でのばらつきがあるため、全市の状況を把握し、配置・整備する必要があります。

### 消防施設等の現況

	ポンプ自動車	指令車	小型動力ポンプ付積載車	非積載小型動力ポンプ	消火栓	防火水槽
三好市	12	2	58	23	96	991

（平成24年4月1日現在）

地域ぐるみの自主防災組織は近年各地で結成されていますが、旧町村により組織率の差があり、全市で組織の結成を推進する必要があります。また、一部の自主防災組織では、避難訓練や救命活動講習会の実施等の活動を行っていますが、さらに活発な活動ができるよう行政との連携が必要です。

### 自主防災組織の組織数

		組織数	世帯数(戸)
三好市		173	12,054
内 訳	三野町	14	1,871
	井川町	52	1,646
	池田町	23	5,079
	山城町	52	1,943
	西祖谷山村	15	614
	東祖谷	17	883

（平成24年4月1日現在）



アナログ防災行政無線は、同報系（屋外にスピーカーを設置して放送しているもの）と移動系（移動しながら通信可能で、携帯機や車載機があるもの）が整備されていますが、同報系は山城町を除く5町村、移動系は三野町・西祖谷山村を除く4町村に整備されており、旧町村単位ごとに運用されています。施設は、老朽化したものが多く、電波法の改正によりアナログ波が使用できなくなることも考えられるため、今後は、防災行政無線のデジタル化など、三好市全体を一括で網羅したシステム構築を検討していく必要があります。

近年、四国沖を震源とする南海地震及び中央構造線の活断層地震の発生が危惧されています。三好市においては、災害用備蓄物資等は、乾パン・缶詰等が備蓄されていますが、29,951人（22年国勢調査人口）の人口に対して備蓄量が十分でないため、計画的な備蓄と備蓄箇所の検討が必要になっています。

三好市の中央を流れる吉野川は、多くの支流から形成されています。池田より下流については一部堤防が築造されていますが、まだまだ整備が遅れています。また、上流部の支流や谷沿いには多くの住民が生活しており、土石流災害の危険に晒されています。さらに、祖谷地区など急峻な山間地があり、そのほとんどが急傾斜崩壊危険区域や土砂災害危険箇所に指定されています。しかし、指定箇所が多数であるため、砂防堰堤や落石予防のネットフェンスなど防災対策の整備が急務となっています。

### 災害危険箇所等の現況

項 目		三好市	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷
地すべり防止区域		135	11	14	41	38	16	15
地すべり 指定地	農林水産省	30	1	2	4	11	6	6
	林 野 庁	52	0	8	5	10	10	19
地すべり 危険箇所	国土交通省	59	5	6	21	13	2	12
	農林水産省	14	3	1	4	1	3	2
	林 野 庁	122	0	19	8	32	23	40
急傾斜地 崩壊危険箇所	区 域	93	6	11	48	10	4	14
		398	25	59	110	94	46	64
		1,339	63	152	373	422	115	214
土石流危険 溪流		126	8	18	48	27	7	18
		123	2	9	55	39	9	9
砂 防 指 定 地		244	21	26	79	46	28	44
山地に起因 する災害 危険箇所	崩壊土砂流出 危険地区	448	54	42	102	120	60	70
	山腹崩壊 危険地区	167	18	8	38	38	11	54

（平成24年4月1日現在）



災害時の避難施設として、現在、三好市地域防災計画で 219 箇所が指定されていますが、その多くは旧建築基準による建物で、施設の老朽化や耐震化が遅れています。このため、地域防災計画により避難施設の指定施設の見直しを図ると共に避難施設の耐震化を進める必要があります。

**避難施設箇所数**

地 区	箇所数
三 野 町	30
井 川 町	67
池 田 町	55
山 城 町	44
西祖谷山村	13
東 祖 谷	10
計	219

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

**広域避難場所数**

地 区	箇所数
三 野 町	2
井 川 町	2
池 田 町	4
山 城 町	2
西祖谷山村	2
東 祖 谷	2
計	14

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

三好市の高齢者は人口の約 37%を占め、また、約 300 人の外国人が居住しています。このような災害時要援護者と呼ばれる高齢者、障害者、乳幼児、外国人は、災害時に避難や情報収集が困難となり、多くの方が犠牲者となる可能性があるため、災害時要援護者に対する防災対策を進める必要があります。

また、社会福祉施設には、災害時要援護者が多数居住しているため、その施設における防災対策を進める必要があります。

**基本方針**

市民を災害から守るために三好市地域防災計画に基づき、消防体制の整備、防災体制の強化などを図るとともに、住民一人ひとりの防火・防災意識の向上に努めます。

日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、発生直後の迅速かつ効果的な対応を図ること

で被害を軽減することが可能です。「自らの地域は自分たちで守る」(共助)が災害時に最も重要と言われており、日頃から、防災に関する話し合いや地域における危険箇所の点検・避難場所の確認など地域主役の防災対策に取り組みます。そのためにも、市民や地域、企業、行政が手を取り合っ「被害を軽減する」取り組みを進めることが重要であり、災害に強いまちづくりに向け、「自助・共助・公助」によるみんなでつくる安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

## 具体的施策

### 常備消防体制の整備

多種多様化する災害等に対応するため、出動体制の強化、情報機器・車両等の効率的な配置、救急、予防業務の高度化、人事の活性化等を推進し、効率的で総合性、戦略性、機動性に優れた消防本部、署所を配置することで、より高度で対応力に優れた消防を目指します。

現行アナログ消防救急無線は、電波法の改正に伴い平成28年5月で使用できなくなるため、デジタル化等の代替システムの構築を進めます。

### 非常備消防体制(消防団組織)の充実

各消防団の交流活動や合同訓練などにより、団員の交流を進め魅力ある消防団づくりを進めます。また、各消防団の管轄区域の見直しや分団等の統合の検討を進めます。

### 消防施設の整備

火災や災害に備え、消防ポンプ車や小型動力ポンプ等の機材の計画的な配置や、市全体のバランスを考慮した充実強化を行うとともに、消防水利を計画的に整備します。

### 自主防災組織の育成

自分の地域は自分たちで守るという意識を育むため、各地域において自主防災組織の育成及び地域防災力の強化を図ります。

### 防災行政無線の整備

防災行政無線は、災害時において、地域住民に対する災害情報の伝達を行い、災害救助・復旧等を遂行する上で重要な連絡手段となります。現在は旧町村のアナログ施設を暫定的に利用していますが、今後、市内全地域においてアナログ方式から高機能かつ利便性の高いデジタル方式への移行など、市全体で統一した通信手段の構築を検討します。

### 地震対策

所定の安全性、耐震性を満足しない構造物については、その向上に向けた対策を引き続き進めます。また、巨大地震においては、被害を防止軽減する上でハード対策のみでは限界があるため、地域防災力の向上、情報防災の整備、ハザードマップの整備、災害時要援護者対策の整備を進めます。災害用備蓄物資等については、計画的に整備・配備を進めます。また、市内の食品スーパーなどの業者と災害時の食糧支援などを含む災害応援協定の締結を推進します。さらに、南海地震など大規模災害時のために、隣接する市町や、四国外の市町と災害時相互応援協定の締結を進めます。

### 治山・治水対策の促進

国に対し、吉野川への堤防整備の促進を要望するとともに、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害危険

箇所、地すべり危険箇所などの土砂災害の恐れのある地区で、順次緊急度の高い地区から計画的に整備を進めます。

**避難施設の整備**

三好市地域防災計画では、219箇所の避難施設と14箇所の広域避難場所が指定されていますが、地域の状況を再調査し、施設自体の危険度を考慮した避難施設の指定を検討します。

また、避難施設の中核となり、かつ、三好市の災害対策本部等になる本庁舎建設の検討を進めます。総合支所については、今後の施設の利用の在り方も含めて耐震化等に取り組んでいきます。

**災害時要援護者の対策**

市内にある養護老人ホームや障害者施設などの社会福祉施設は、災害時に高齢者や障害者など災害時要援護者を優先的に受け入れる福祉避難所の指定個所になるよう図ります。また、受け入れる社会福祉施設は常に定員一杯で受け入れできない恐れがあるため、定員の10%を超える緊急一時入所事前協定の締結に向け、各社会福祉施設と協議を進めます。

さらに、市長の附属機関として設置されている災害時要援護者支援対策審議会において、災害時要援護者の支援に関する計画及び対応マニュアルの策定、見直し等、災害時要援護者に関し必要な事項について調査、審議を行います。

また、外国人に対する災害時の避難場所の表示、病院での災害時対応マニュアルの策定を検討します。

**主要事業**

事業名	事業概要	H25	H26	H27	H28	H29
消防・防災の充実強化	三好市防災計画に基づき実施。			計画・実施		
災害対策の強化	災害対応マニュアルに基づき実施。			計画・実施		
災害時要援護者対策の充実強化	三好市災害時要援護者避難支援計画に基づき実施。	計画		実施		
広報・啓発活動	防災無線の整備。			計画・実施		
消防体制の充実強化	自主防災組織の推進			実施		
消防施設の充実	防火水槽・車輛整備等。			計画・実施		

**2 防犯・交通安全対策の充実**

**現状と課題**

近年、広域化・複雑化する犯罪が多くなってきています。また、幼児・児童を狙った犯罪や高齢

者に対する詐欺事件なども多発しています。このため、地域住民の方々により多くの自主防犯ボランティア団体が新たに結成され、防犯パトロールなどの積極的な防犯活動がおこなわれていますが、まだまだ被害が発生しています。青少年育成センターによる不審者情報「エフネット」も小・中学校を中心に運用されましたが、市民全体への周知が十分でないと思われます。また、住宅、道路、公園、駐車場等は、犯罪が起こりにくい環境に整備していく必要がありますが、広大な行政区域の中で、整備が遅れている現状にあります。

三好市の平成24年の人身交通事故発生件数は108件で、死亡者が1人、負傷者143人となり、年々、減少傾向となっています。これは、運転者や歩行者の一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心がけていると考えられます。

しかし、現在、全国の交通事故死者数全体の半数を高齢者が占め、三好市においても、交通事故にかかわる人のうち、高齢者が占める割合が年々高くなっています。

また、三好市には国道32号、192号のほか多くの国・県・市道がありますが、信号機、歩道やガードレール等の交通安全施設の整備はまだまだ十分とはいえない現状です。

### 人身交通事故発生件数状況

(単位：件，人)

		平成22年	平成23年	平成24年	
三好市	事故件数	131	106	108	
	死亡者数	3	0	1	
	負傷者数	156	147	143	
内 訳	三野町	事故件数	14	11	10
		死亡者数	0	0	0
		負傷者数	16	18	12
	井川町	事故件数	31	17	21
		死亡者数	0	0	0
		負傷者数	35	24	25
	池田町	事故件数	55	58	58
		死亡者数	2	0	0
		負傷者数	61	75	81
	山城町	事故件数	26	15	14
		死亡者数	0	0	1
		負傷者数	40	24	19
	西祖谷山村	事故件数	2	3	4
		死亡者数	0	0	0
		負傷者数	2	4	5
	東祖谷	事故件数	3	2	1
		死亡者数	1	0	0
		負傷者数	2	2	1

(資料：三好警察署調べ)

## 基本方針

市民が犯罪の危険にさらされることなく、安心して安全な市を目指します。また、交通安全教育を推進するとともに交通安全施設の整備に努めます。

## 具体的施策

### 防犯対策の推進

暴力追放三好連合会や地域の安全を守る会など関係機関や団体と連携しながら、児童生徒への登下校時への声掛け活動の推進や、地域住民による自主防犯ボランティア団体の結成を図り、防犯パトロールなどの積極的な防犯活動や各種防犯対策を推進します。

「エフネット」をさらに充実し、インターネットやケーブルテレビ等を利用した不審者情報の発信を検討します。

また、私たちを取り巻く環境を、犯罪を起こしにくい環境に整備していくため、住宅、道路、公園、駐車場等の街路灯や防犯灯の整備を進めます。

### 交通安全施設の整備

国・県に対し、道路整備に併せて計画的な交通安全施設の整備を要望していきます。

また、市道（農林道を含む。）については、計画的にガードレール、カーブミラー、歩道等の交通安全施設の整備を進めます。

### 交通安全教育の推進

児童・生徒・高齢者を対象に交通安全教室を市内全域で定期的に行います。

また、高齢運転者や経験の浅い若年運転者に対して、運転講習会などの実践的な指導に努めます。





## 第4節 自然環境の保全と活用

### 1 循環型社会の推進（ゼロエミッションの実現）

#### 現状と課題

三好市は、南は剣山国定公園の山々・北は四国山地に囲まれ、その山あいを通る吉野川が流れる、すばらしい自然環境に恵まれた水と緑が豊かな地域です。このような自然環境は、昔より水源の涵養、災害の防止、大気の浄化、景観の形成など重要な役割を果たしています。

一般廃棄物処理は、東みよし町とともに広域で行っており、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみの4種類のごみに分別し収集を行っています。平成12年度から開始した資源ごみの回収量は、年々増加の傾向にあり、住民のリサイクルへの関心も高まっています。しかし、最近10年間のごみの排出量は1年あたり9,000トン以上で推移しており、都市化の進展による環境汚染や森林資源の管理能力の低下による森林の荒廃が進むなど、自然環境の悪化がみられます。

また、地球規模では、「地球温暖化」という重要な問題があり、環境の保全は世界が取り組むべき課題となっております。三好市においても、地球温暖化防止対策の推進や環境保全への総合的・計画的取り組みの推進で、市内の自然環境の保全を進めることが地球規模の環境保全への取り組みとなることから、住民・事業所は「ごみの減量」や「リサイクル用品の利用」により、環境保全の取り組みを促進する必要があります。

今後は、自然との共生を原則に考え、深刻化する自然環境を良好な状態に回復し、市内のすばらしい自然を後世に継承していくために、住民・事業所・行政が一体となり環境の保全を推進する必要があります。

#### 基本方針

行政・市民・事業所が一体となって、ごみの減量化、再資源化への取り組みに努め、リサイクルのまちづくりを目指すとともに、自然環境の保全、快適な環境の創造に取り組めます。

#### 具体的施策

##### ごみ減量およびごみの再利用の促進

年々増え続けるごみの抑制を目指し、5R運動の実施で循環型社会の構築に向けた市民の意識の高揚を図るとともに、ごみ減量の余地はまだ十分あることから、より一層ごみ分別の指導を進めます。

##### 自然の保全や景観に配慮した開発

市の宝である豊かな自然を産業へ活用するとともに、景観に配慮した開発を行うことで、住民や観光客のニーズに対応した余暇活動の場の創出を図ります。

##### 環境保全意識の高揚を図るため、啓発、PR活動の推進

幅広い市民が、身近な地域の環境問題から地球環境問題までの学習や体験する機会の創設、また、行政が保有している環境情報の提供などにより、住民の環境保全意識の高揚を図ります。

##### 環境美化運動の実施、環境ボランティア活動への参加促進

市民やボランティア団体、企業によるごみゼロ運動や アドプトプログラムによる道路清掃など、自主的な活動の推進や各地域で実施している環境美化運動の統一により、環境保全意識の向上を図ります。また、市内外の環境活動情報を発信することで、市民の環境保全活動への参加を促します。

### 森林資源の新エネルギーへの活用

豊かな森林資源をエネルギーへ活用することで、地場産業の一つである林業の活性化を図ります。また、荒廃した森林の整備により、山林本来の役割を発揮することを目指します。

### グリーン購入の推進と普及

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく、環境に配慮した製品の購入を推進します。事業所や市民に、グリーン購入に関する情報の提供を図り、環境にやさしい市を目指します。

循環型社会：廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処分することによって、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない、環境に優しい社会。  
ゼロエミッション：エネルギー支援や廃棄物を循環利用し、廃棄物をゼロにしようと考えた。  
5R：リデュース（Reduce）＝減らす、リユース（Reuse）＝再使用、リサイクル（Recycle）＝再生利用、リフューズ（Refuse）＝発生回避、リペア（Repair）＝修理の5つの頭文字をとった言葉です。  
アドプトプログラム：地域住民や企業等が、道路や河川などの公共物の一定区間を自分たちの養子（Adopt＝養子にする）とみなし、定期的に清掃等を自主的に意欲を持って行う制度。  
グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。



## 2 自然エネルギーの活用

### 現状と課題

近年の地球環境は、温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の排出量の増加による地球温暖化が進み、海水面の上昇、異常気象の増加、生態系や農作物への悪影響等が指摘されています。そこで、平成9年12月には、地球温暖化防止京都会議（COP3）において、わが国の温室効果ガス総排出量を平成20年から平成24年に、平成2年レベルから6%削減する目標が定められました。

三好市においては、ごみの減量の促進や資源ごみの収集、市役所内では、リサイクル製品の利用促進や夏・冬のエコスタイルの実施、一部の公用車への燃料として食用油を精製してできるバイオディーゼル燃料（BDF）を使用するなどの方法で、温室ガスの排出量の抑制を図っています。

しかし、地球温暖化防止対策を進めるためには、温室効果ガス排出のひとつとして数えられる化

石燃料の消費を抑制することや、家庭や事業所から排出される廃棄物の減量を促進するなど、更に取り組みを進めていく必要があります。

また、限りある資源の化石燃料からの脱却を図る自然エネルギーへの転換や、荒廃した森林資源の活用による環境に配慮した新エネルギーなどを推進する必要があります。

今後は、豊かな自然を生かした地球に優しい自然エネルギーを、企業と行政などによる連携・協力で、調査や研究を進める必要があります。また、各家庭へも自然エネルギーの普及を図り、省エネ型ライフスタイルへの変換の促進を推進する必要があります。

## 基本方針

地球環境の観点から、また、新たな産業の創造という観点からも、本市の豊かな自然を生かした自然エネルギーやリサイクルエネルギーの調査・研究を進めます。また、官民協同して省エネルギー対策に取り組み、風土と環境に優しいまちづくりを目指します。

さらに、平成19年度から三好市において取り組まれている、三好市地域新エネルギービジョンの調査研究をもとに、新エネルギーの導入について推進していきます。

## 具体的施策

### 自然エネルギーの調査

風力、太陽光、地熱など、地域で活用できる自然エネルギーを調査し、自然との共生を図るとともに新産業の創設も図ります。

### 間伐材、生ごみなどの バイオマスエネルギーの調査活用

豊かな森林資源の利用および生ごみなどを利用するバイオマスエネルギーの調査検討を更に進め、バイオマスエネルギー活用により、地球温暖化の防止、地域活性化を図ります。

### ハイブリッド車両の導入・バイオディーゼル燃料の活用

公用車の使用実態を精査し、台数の削減を図り、環境負荷の低い自動車や燃料の導入および環境に配慮した運転方法の徹底で、二酸化炭素排出の抑制を行います。

バイオマスエネルギー：森林の樹木や落葉、麦わら、家畜の糞など、生物体を構成する有機物をエネルギー資源として利用するもの。  
ハイブリッド車両：作動原理が異なる二つ以上の動力源を持ち、状況に応じて単独・複数の動力源を変えて走行する自動車のこと。燃費向上の他に加速時に得られるエンジンから有害物質を減らすために、電気モーターを併用し、排気ガスを減らすことにも利用されている。

